

「独立行政法人の制度・組織の見直しについて～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～」(平成 24 年 1 月 19 日行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会報告書)

別紙 (国民生活センター部分)

消費者庁

【国民生活センター】

- ・ 本法人については、消費者庁と国民生活センターの間における「平成 25 年度の消費者庁への一元化を目指す」との結論を受け、政務レベルでの判断を行うために、平成 23 年 10 月 12 日から一元化に係る試行や第三者を含めた検証が行われてきた。その結果を踏まえ、本法人の全ての機能を国へ移行することとし、その具体的な在り方について検討を行い、平成 24 年夏までを目途に結論を得るとの判断に至った。これに基づき、消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管すべきである。
- ・ 平成 20 年度第二次補正予算に由来して法人に積み立てられている約 81.2 億円のうち、平成 24 年度末までの執行見込額を除いた約 58.4 億円を平成 23 年度末までに国庫に返納する方針を確認した。さらに、平成 24 年度末に当該資金に残高があれば、その時点で国庫に返納することを確認した